

成長資金供給の充実のためのベンチャーファンドの上場制度の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表……………	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表……………	6

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(第6編における定義) 第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 継続保有株券等 次のaからdまでに掲げるものをいう。 a (略) b 優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券であって、これらの発行者が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していたもの並びに当該新株予約権証券に係る新株予約権又は当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権を行使することにより取得する国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券 c a又は前bに掲げる有価証券の発行者が発行する社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいい、新株予約権付社債券を除く。以下この号及び第16号において同じ。）であって、当該社債券の発行者が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していたもの（投資法人がa又は前bに掲げる有価証券を保有する場合に限る。次のdにおいて同じ。） d a又はbに掲げる有価証券の発行者を債務者とする投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権であって、当該有価証券の発行者が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していたもの (6)の2～(15) (略)	(第6編における定義) 第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 継続保有株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。 a (略) b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券並びに当該新株予約権証券に係る新株予約権又は当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権を行使することにより取得する国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券 (新設) (新設) (6)の2～(15) (略)

(16) <u>未公開株等 次の a から c までに掲げるものをいう。</u> a <u>未公開株</u> b <u>未公開株の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</u> c <u>a 又は前 b に掲げる有価証券の発行者が発行する社債券又は当該有価証券の発行者を債務者とする投資信託法施行令第 3 条第 7 号に掲げる金銭債権（投資法人が a 又は前 b に掲げる有価証券を保有する場合に限る。）</u> (17) <u>未公開株等関連資産 次の a から h までに掲げる資産をいう。</u> a ～ d (略) e <u>株券（出資された財産を未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用することのみを目的として設立された株式会社が発行したものに限る。）</u> f <u>資産流動化法に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）</u> g <u>資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産を主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）</u> h <u>外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で a から前 g までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの</u> (18) ・ (19) (略) (上場審査の形式要件) 第 1305 条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱い は 施行規則で定める。 (1) (略) (2) 新規上場申請銘柄が、次の a から h までに適合していること。 a 運用資産等の比率 運用資産等の総額に占める未公開株等、継続保有株券等その他これらに準ずる資産への投資額として施行規則で定め	(16) <u>未公開株等 未公開株並びに未公開株の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。</u> (新設) (新設) (新設) (17) <u>未公開株等関連資産 次の a から e までに掲げる資産をいう。</u> a ～ d (略) (新設) (新設) (新設) e <u>外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で a から前 d までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの</u> (18) ・ (19) (略) (上場審査の形式要件) 第 1305 条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱い は 施行規則で定める。 (1) (略) (2) 新規上場申請銘柄が、次の a から h までに適合していること。 a 運用資産等の比率 運用資産等の総額に占める未公開株等及び継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率（以下「未公
---	---

る金額の比率（以下「未公開株等投資比率」という。）が50%を超える見込みのあること。

b～e （略）

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（（d）ロにおいては、これに類する書類を含む。）において、次の（a）から（g）までに掲げる事項が記載されていること。

（a） （略）

（b） 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

（c） （略）

（d） 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ （略）

ロ 原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項

（e）・（f） （略）

（g） 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 第1201条第6号cに掲げる社債券及び同号dに掲げる金銭債権並びに同条第16号cに掲げる社債券及び金銭債権（未公開株等関連資産のうちこれらに相当する部分を含む。）に投資しない旨

ロ 運用資産等の総額に占める第1201条第6号cに掲げる社債券及び

開株等投資比率」という。）が50%を超える見込みのあること。

b～e （略）

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（（d）ロにおいては、これに類する書類を含む。）において、次の（a）から（f）までに掲げる事項が記載されていること。

（a） （略）

（b） 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

（c） （略）

（d） 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ （略）

ロ 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び使途に関する事項が定められていること。

（e）・（f） （略）

（新設）

同号 d に掲げる金銭債権並びに同条第 16 号 c に掲げる社債券及び金銭債権への投資額（未公開株等関連資産のうちこれらに相当する部分の額を含む。）の比率が、原則として 30 %を超えない運用方針である旨

g・h （略）

（上場廃止基準）

第 1318 条 （略）

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（6） （略）

（7） 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（d（b）においてはこれに類する書類を含む。）において、次の a から g までのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a （略）

b 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第 19 条第 3 項各号に掲げるもの、投資信託法施行令第 3 条第 7 号に掲げる金銭債権、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c～f （略）

g 次の（a）又は（b）のいずれの定めもなくなること。

（a） 第 1201 条第 6 号 c に掲げる社債券及び同号 d に掲げる金銭債権並びに同条第 16 号 c に掲げる社債券及び金銭債権（未公開株等関連資産のうちこれらに相当する部分を含む。）に投資しない旨の定め

（b） 運用資産等の総額に占める第 1201 条第 6 号 c に掲げる社債券及び同号 d に掲げる金銭債権並びに同条第 16 号 c に掲げる社債券及び金銭債権への投資額（未公開株等関連資産のう

g・h （略）

（上場廃止基準）

第 1318 条 （略）

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（6） （略）

（7） 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（d（b）においてはこれに類する書類を含む。）において、次の a から f までのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a （略）

b 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第 19 条第 3 項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c～f （略）

（新設）

<u>ちこれらに相当する部分の額を含む。)の比率が、原則として30%を超えない運用方針である旨の定め</u> (8) 資金の借入れ及び投資法人債券の募集の取扱い 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないとき。<u>ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。</u> (9) ～ (12) (略) 3・4 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和8年10月16日から施行する。 2 改正後の第1201条及び1305条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者（施行日より前に予備申請を行った者を含む。）から適用する。	(8) 資金の借入れ及び投資法人債券の募集の取扱い 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないとき (9) ～ (12) (略) 3・4 (略)
--	---

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査の形式要件の取扱い) 第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、<u>継続保有株券等</u>その他これらに準ずる資産への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率及び純資産総額の算定において使用する各資産の額は、基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額（ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。 2 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等、<u>継続保有株券等</u>その他これらに準ずる資産への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等、<u>継続保有株券等並びに国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等への上場に伴う公募若しくは売出しに際して取得した株券等（当該株券等の取得が、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）によるもの又は当該公募若しくは売出しに係る有価証券届出書その他これに類する書類において当該株券等の取得に関する関心の表明が記載されているものに限る。）及び当該上場に伴う第三者割当に際して取得した株券等（以下この項においてこれらを「主要投資資産」という。）の額並びに未公開株等関連資産のうち主要投資資産に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち主要投資資産に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。</u> 算式 $A \times (B \div C)$ 算式の符号 A 未公開株等関連資産の額 B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる<u>主要投資資産</u>の額 C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額 3 規程第1305条第2号aに規定する運用資産等の総額は、第1項の規定により算定した運用資産等の総額から、管理報酬等留保額（運用報酬、管理報酬その他これらに準ずる費用の支払原資として留保されている資産の額をいい、未公開株等関連資産のうち当該留保額に相当す	(上場審査の形式要件の取扱い) 第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等及び<u>継続保有株券等</u>への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額（ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。 2 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等及び<u>継続保有株券等</u>への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等<u>及び継続保有株券等（以下この項において「未公開株等関連証券」という。）</u>の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。 算式 $A \times (B \div C)$ 算式の符号 A 未公開株等関連資産の額 B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる<u>未公開株等関連証券</u>の額 C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額 (新設)

る部分の額を含む。)を控除した額とすることが出来るものとする。

- 4 規程第1305条第2号aに規定する運用資産等の総額に占める未公開株等、継続保有株券等その他これらに準ずる資産への投資額として施行規則で定める金額の比率が50%を超える見込みのあることとは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。

(1) (略)

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後2年以内に未公開株等投資比率が50%を超える見込みのあること。

a (略)

b 上場後2年以内に前aの組入計画を達成する旨の確約を証する書面

5 (略)

6 (略)

7 (略)

- 8 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

9 (略)

10 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 規程第1312条第2項及び第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1305条第1項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第6項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(19) (略)

2～6 (略)

- 3 規程第1305条第2号aに規定する運用資産等の総額に占める未公開株等及び継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率が50%を超える見込みのあることとは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。

(1) (略)

(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に未公開株等投資比率が50%を超える見込みのあること。

a (略)

b 上場後6か月以内に前aの組入計画を達成する旨の確約を証する書面

4 (略)

5 (略)

6 (略)

- 7 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

8 (略)

9 (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)

第1326条 規程第1312条第2項及び第3項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定める基準をいう。この場合において、第1305条第1項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、同条第5項の規定は、第2号、第3号、第6号及び第19号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(19) (略)

2～6 (略)

7 規程第1312条第7項に規定する施行規則で定める場合とは、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が50%以下となった場合（第1329条第10項第2号に定める場合を除く。）をいい、規程第1312条第7項に規定する施行規則で定める期間とは、当該営業期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間をいう。

(削る)

(削る)

8・9 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2～9 (略)

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) (略)

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が第1305条第4項第2号の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後2年を経過していない場合

b (略)

(3)・(4) (略)

(削る)

7 規程第1312条第7項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める期間とは、当該各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) 第1305条第3項第2号に適合することにより規程第1305条第2号aに適合して上場した場合

上場日から未公開株等投資比率が50%を超える日までの期間

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が50%以下となった場合（第1329条第10項第2号に定める場合を除く。）

同項第1号に規定する猶予期間

8・9 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2～9 (略)

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) (略)

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が第1305条第3項第2号の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後6か月を経過していない場合

b (略)

(3)・(4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載され

11～15 (略)

16 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

17 規程第1318条第2項第8号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第1318条第2項第8号に規定する施行規則で定める場合とは、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由が一時的な資金需要その他やむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

18・19 (略)

20 第1305条第2項及び第3項の規定は、規程第1318条第2項に規定する未公開株等投資比率の算定において使用する各資産の額について準用する。

た資産の運用状況に基づき、規程第1318条第2項第1号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が50%を超えないときは、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに未公開株等投資比率が50%を超えないときをいうものとする。

11～15 (略)

16 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産が、投資信託法施行規則第19条第3項各号に掲げるもの、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

17 規程第1318条第2項第8号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1)～(3) (略)

(新設)

18・19 (略)

(新設)

(上場等に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1305条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1305条第6項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(7) (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年10月16日から施行する。
- 2 改正後の第1305条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者（施行日より前に予備申請を行った者を含む。）から適用する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. 継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価又は記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額、利率（継続保有株券等が社債券又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）、償還期限（継続保有株券等が社債券である場合に限る。）、満期及び担保の内容（継続保有株券等が投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）並びに規程第1201条第6号cに掲げる社債券又は同号dに掲げる金銭債権と同号a又はbに掲げる有価証券とを併せて保有する場合には、その目的を記載するものとし、規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

(上場等に関する料金の取扱い)

第1333条 規程第1323条の規定に基づく新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及び上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の上場審査料、予備審査料、上場廃止に係る審査料、新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、第1305条第1項の規定は、この条に規定する純資産総額の算定において使用する各資産の額について、第1305条第5項の規定は、この条に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。

(1)～(7) (略)

2 (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. 継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. 未公開株等及び未公開株等関連資産

(1) 未公開株等及び未公開株等関連資産に関する事項

銘柄名、取得日、所有する数量、取得価額、記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額、利率（未公開株等が社債券又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）、償還期限（未公開株等が社債券である場合に限る。）、満期及び担保の内容（未公開株等が投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）並びに規程第1201条第16号cに掲げる社債券又は金銭債権と同号a又はbに掲げる有価証券とを併せて保有する場合には、その目的を記載するものとし、規程第1312条第3項第2号a又はcに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項

a 記載日の前月末における未公開企業の商号、設立年月日、本店所在地、代表者の役職氏名、事業の内容及び資本金を記載するものとする。

b～e （略）

3. （略）

4. その他の資産（前3. に掲げる資産を除く。）

有価証券、上場商品、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨を特定するための名称、銘柄コードその他の情報、取得日、取得価額、所有する数量並びに記載日の前月末における時価又は記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額、利率（当該資産が社債券又は投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）、償還期限（当該資産が社債券である場合に限る。）、満期及び担保の内容（当該資産が投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権である場合に限る。）

5. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

直前3か月（規程第1312条第7項の規定により月1回開示しなければならない場合にあっては、前月）の運用資産の譲渡又は取得の状況（第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む、当該組入計画を変更するとき又は当該組

2. 未公開株等及び未公開株等関連資産

(1) 未公開株等及び未公開株等関連資産に関する事項

銘柄名、取得日、所有する数量、取得価額、記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額及び規程第1312条第3項第2号a又はcに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項

a 記載日の前月末における未公開企業の商号、設立年月日、本店所在地、代表者の役職氏名、事業の内容、資本金及び発行済株式総数を記載するものとする。

b～e （略）

3. （略）

4. その他の資産（前3. に掲げる資産を除く。）

有価証券、上場商品、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨を特定するための名称、銘柄コードその他の情報、取得日、取得価額、所有する数量及び記載日の前月末における時価

5. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

直前3か月（規程第1312条第7項の規定により月1回開示しなければならない場合にあっては、前月）の運用資産の譲渡又は取得の状況（第1305条第3項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。）及び短期的な運用方針を、未公開株

入計画が未達となったときは、その理由並びに今後の組入計画及びその進捗状況を含む。) 及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、継続保有株券等及びその他の資産のそれぞれについて記載するものとする。 6. (略) II (略)	等、未公開株等関連資産、継続保有株券等及びその他の資産のそれぞれについて記載するものとする。 6. (略) II (略)
---	---